

陳情番号	件名
第1号	種苗法改正案に関する慎重な議論を求めることについて
受理年月日	
2.2.12	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

種苗法改正案に関する慎重な議論を求める意見書を国に提出していただきますよう陳情いたします。

陳情の理由

農林水産省が、第201回国会（常会）（令和2年1月20日～令和2年6月17日）に提出予定の種苗法改正案では、新品種の海外持ち出し規制や登録品種増殖（自家増殖を含む）の許諾制が挙げられていますが、特に登録品種増殖（自家増殖を含む）の許諾制についての慎重な議論をお願い申し上げます。

登録品種増殖の許諾制とは、登録された品種を、許可なく栽培（増殖）することを禁止するという一方で、栽培（増殖）許諾契約の内容に同意しなければ、農業や家庭菜園ができないということです。

現在、ほとんどのタネは、種苗会社やホームセンターが契約や販売をおこない、農業や家庭菜園を担う人が買って、野菜を育てています。

特に、種苗会社と農家との契約内容のほとんどは、タネと農薬・化学肥料とのセット購入、タネと農薬・化学肥料とのセット栽培をしなければならないというものです。

タネの種類は、自家採種を毎年続けながらその土地に合った野菜に育てていくことができる、無農薬・無肥料の有機野菜栽培向けの固定種よりも、その逆である一代雑種・First-Filial-Generation (F1)、遺伝子組み換え技術やゲノム編集技術を用いたもの・Genetically-Modified-Organism (GMO) がほとんどで、不妊、アレルギー症状、発がん性などとの関連も考えられています。

懸念されることの一つに、赤ちゃんの粉ミルク・液体ミルク、市販の離乳食が挙げられます。

粉ミルク・液体ミルクは、無農薬・無肥料の有機野菜を原材料としたものが見当たりません。

市販の離乳食は、有機野菜を原材料として作ったものがあります。

しかし、種苗法改正案が成立した場合、栽培（増殖）許諾契約の内容に従って野菜を栽培しなければならないので、もし全ての種苗会社やホームセンターが、栽培（増殖）許諾契約の内容を農薬・化学肥料とのセット栽培とした場合、どのような事情があっても無農薬・無肥料の有機野菜は栽培できなくなります。